

第 6 7 号議案

芦屋市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 6 年 9 月 2 日提出

芦屋市長 高 島 峻 輔

提案理由

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令による介護保険法施行規則の一部改正に伴い、同省令を引用する関係規定を整理するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

芦屋市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年芦屋市条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（指定介護予防支援の業務の委託） 第14条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。 (2)～(4) （略）	（指定介護予防支援の業務の委託） 第14条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。 (2)～(4) （略）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参 照

芦屋市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例 の一部改正要綱

1 改正の趣旨

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令による介護保険法施行規則の一部改正に伴い、同省令を引用する関係規定を整理するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

地域包括支援センター運営協議会の定義において引用する条項の整理

(第14条関係)

改正案	現 行
委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則 <u>第140条の6第1号イ</u> に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。	委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則 <u>第140条の6第1号ロ(2)</u> に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。

3 施行期日

公布の日